る。それは徴税補助機関と脈々と流れているものがあ税理士法改正の底流に

して税理士制度を機能させ

目的にそった性格(税務行という)は昭和26年に施行されたが、その前身であるされたが、その前身であるされたが、その前身であるが、が、その前身であるが、が、という)は昭和26年に施行という)は昭和26年に施行



## **士制度から見たインボイス制度**

小池幸造 【中野】

は じ めに

1

月1日からインボイス制度の不安や混乱の中、昨年10小規模事業者や専門家団 が施行された。

税理士制度ないし税理士のら、このインボイス制度を正の歴史を振り返りなが 業務の視点から考えてみた 消費税導入と税理士法 をが改

(1)大平一般消費税

1977年の政府税制調 を提案し、翌年首相に就任 を提案し、翌年首相に就任 を提案し、翌年首相に就任 を提案し、翌年首相に就任 である一般消費税の導入 である一般消費税の導入 年1月に一般消費税を「昭 査会中期答申は新たな間に 1977年の政府税制 ためだ」i。

型である「税額表」に基づ211989年竹下消費税

のである。

2

るもの 税理士法制定

改正の底流にあ

あろうか。

種類の新型間接税を提案した。その後の自民党税調のた。その後の自民党税調のた。その後の自民党税調のの理由は「前年に廃案とないた中曽根康弘内閣の『売った中曽根康弘内閣の『売った中曽根康弘内閣の『売した。 なぜ政府・自民が別人の理由は「前年に廃案となった中曽根康弘内閣の『売したの差別との差別との差別との表別との表別を提案した。 スを使った伝票方式と厳密税調中間答申は、インボイたが、翌年の88年4月政府 を抑えることが優先された ることで、 さを求めない帳簿方式の2 たが、翌年の88年4月政府の反対運動により撤回されく中曽根売上税法案は国民 商工業者の反発 う。そうでなければ、税務側の目的であったといえよ ステムを確保することが国 税理士を民間に送り込むシ行政の補助的役割を果たす 職員経験者に職務経験で税 取得させることにより税務

制度導入の布石はその8年間度導入の布石はその8年で「帳簿又は請求書等の保存」としたのである。で保育」としたのである。で保育」としたのである。で保存」としたのである。で保存」としたのである。の保存」としたのである。の保存」としたのである。で、の保存」としたのである。で、の保存」としたのである。で、の保存」としたのである。で、の保存」としたのである。で、の保存」としたのである。で、の保存」としたのである。 した。しかし、インボイスとのように帳簿方式は政とのように帳簿方式は政 税務代理士の制度を設け、 (1)税務代理士法は昭和17年 (1)税務代理士法は昭和17年 に税務代理士法を制定し、 に税務代理士法は昭和17年 是等の者に対する取締りの に於ける税務行政の円滑な る運用に資せむとするもの であります」。この提案理 であります」。この提案理 であります」。この提案理 資格取得制度に対する法改の説明はし難い。の説明はし難い。の説明はし難い。理士資格を取得できる制度

を与えるための「特別試ので、のた。しかし、周知のでは昭和38年12月の政府税制調査会は「税理士制度に関する答申」を提示し、これが昭和39年改正案の原型とが昭和39年改正案の原型とが昭和50年であったと言える。 20昭和26年に制定された法では、税務職員に一定の勤務年数で試験委員による認度していた。 31年改正では、「特別試験を加算する参酌点もあり、税務職員に一定の勤繁を加算する参酌点もあり、税務職員に税理士資格を与えるための「特別試験を与えるための「特別試験を与えるための「特別試験を与えるための「特別試験を与えるための「特別試験を与えるための「特別試験を与えるための「特別試験を与えるための「特別試験を与えるための「特別試験を与えるための「特別試験を与えるための「特別試験を与えるための「特別試験を与えるための「特別試験」

ちなみに、昭和50たと想像される…。

ついては職務経験で資格を国家試験制度の資格であり国家試験制度の資格であり国家試験制度の資格でありすがらも税務職員経験者に政の補助機関的役割)を基政の補助機関的役割)を基 昭和39年改正案より一歩もなった=。 (4)昭和55年改正で提案された法律案は、廃案となったのにのから、審議未了廃案と動により、審議未了廃案と

インボイス制度が税理士制

度に

業者においては事実上「帳業者においては事実上「帳簿及び請求書等の保で、適格請求書等の保

事保の

せしめようとの意図があったした場合、国税職員は1万人程度の増員が必要と言われていた)、一般消費税の担を税理士に分担を税理士に分担を場合、国税職員は1と判断し(当時消費税を導きが必要と言いる。 は一人の事務遂行に足りないは当時の国税職員の人数では当時の国税職員の人数でがある一般消費 ころから一般消費税を導入い。既述のとおり昭和52年か、この背景を考えてみたか、この背景を考えてみたか、この背景を考えてみたか、というとは、これが、この背景を考えている。 強化することを期待していのための補助機関的役割を出させ、税理士の徴税確保 法案よりさらに後退となっより廃案となった39年改正 税務職員を税理士として輩 きるようにし、民間に退職無試験で税理士資格取得で くる。これまでにないシスしようとする動きが起きて 内容としたものであった。 使用人の監督義務の新設を格付与の導入、助言義務・ 税務職員に対する無試験 前進することなく、逆に、 たため、政府は国税職員を 資

理士会員数の06~17 いたが、令和5年3月末で理士会員数の5%を超えて 登録者数は約17000は職務経験による税務職 年まで

額の法的:

帳簿の記録の基礎となるた

動により、審議未了廃案と税理士業界の強力な反対運とく昭和39年改正法律案は

腐化しつつある。
がシステム」は当時の目的
がシステム」は当時の目的

した時」に成立するため、若しくは特定課税仕入れを義務は「課税資産の譲渡等

る証し」という法的意味 費税額は「仕入先が納税すインボイスに記載された消

を

からすれば、

は、簡易課税制度。このような経緯

者に対する報

小にもあ

てはまる。

れるであろう簡易課税事業なく近い将来縮小・廃止さ

ったが漸次ったが漸次

- げられ現在に至

引き下げられ平 制改正で5千万

在の原則課税事業者だけでであろうか。このことは現であろうか。このことは現

頼された税理士は果たして

有することになる。

得は4・6兆円なので、日 得は4・6兆円なので、日 20・3%をドイツ並み(申 告不要源泉徴収税率20・4 6円、フランス並み(申 信円、フランス並み(申 が関訴得課税強化は所得再分 を所得課税強化は所得再分 配機能を高めることにな り、憲法が要請する応能負 り、憲法が要請する応能負 引全般に介入することなく 関金課税を強化すればイン 機が目的であるなら、「1増が目的であるなら、「1増が目的であるなら、「1増が目的であるなら、「1 (2)インボイス記載の消費:担原則にも合致する。 いとも簡単にできる。ちな

あり、無試験による資格登理士登録者数は減少傾向にこのように税務職員の税 (会員総数約8万人)。

逆進性を内在する消費税収増が目的だとした場合は、増が目的だとした場合は、増が目的だとした場合は、別引上の混乱や事業者の関連ソフト・機器などの投資額と事務負担の増加を考えるとあまりにも社会的コスでが悪く、消費税の税間を事業者の関
が悪く、消費税の増加を考える。 が関いてする消費税収増 約1%)と言われている。500億円(消費税収額の た場合の消費税収増は免税 零細事業者を中心に約2 インボイス制度を導入しいインボイス制度導入は税 与える影響

> を「インボイス」という)。 となる(以下、適格請求書簿及び適格請求書の保存」

インボイスの記載要件はご 存じのとおりである。 ところで、消費税の納税

に依頼せざるを得ない。依無償独占があるため税理士依頼する場合は、税理士に

を乗り出版の子生とはし、 消費税額の存在と納税すべき な取引の存在と納税すべき しかし一方で、インボイ 理士が記帳代行している場合でも、 税理士はこのインボイ されていなければならない されていなければならない されていなければならない できったな6つの単純確認でも可能な6つの世紀で学は、法的判断をの確認作業は、法的判断をを得なくなる。しかし、こ 帳を行っている場合でも税書の保存」だが、会社が記との「帳簿及び適格請求 認作業なのである。 作業にすぎず、専門家としでも可能な6つの単純確認 ての能力を必要としない イス記載内容を確認せざる 確

> 4. おわ W

佐頼者の消費税納税義務 依頼者の消費税納税義務 依頼者の消費税納税義務 を果たすための業務は所得 が、所得を課税標準とする所得税・法人税とは異質な業務 が、所得を課税標準とする所得が、所得を課税標準とする所得を課税標準とする所得 を関かの中に組み込まれ、 が、所得を課税標準とする所得 が、所得を課税標準とする所得 が、所得を課税標準とする所得 が、所得を課税標準とする所得 が、所得を課税標準とする所得 が、所得を課税標準とする所得 が、所得を課税標準とする所得 を関から見れ

1 朝日新聞2023年9月 30日朝刊2面記事 だれ石を穿つがごとく・ 税理士制度35年の歩み」 参照 iii

てしまうであろう。

制制・48頁。 の研究』「第1部税理士制度 を論研究の軌跡と展開」 を論研究の軌跡と展開」 制度

であろう。つまり、インボー であろう。つまり、インボー であろう。つまり、インボー がの質的であることに繋がる

を換をもたらすのである。 しかしながら、無償独占 については、IT化とDX 推進の流れ、さらにはAI の登場で、事実上解放され

知する。 (4)税理士の事務負担増による報酬は請求できるのかる報酬は請求できるのかりない。 業者が消費税申告を他者にイス番号を取得した免税事課することであり、インボ 同様に免税点1千万円は引まから外れた事業者と税理象から外れた事業者と税理などの事務負担が増加する。 則課税申告者数は180万ちなみに令和3年度の原 件、簡易課税申告者数は1 き下げられるであろう。